

11月は「児童虐待防止推進月間」です！

最近、朝晩の冷え込みを感じるようになり、紅葉も少しずつ進み、秋の深まりを感じるようになってきました。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止の広報・啓発活動などの取組を実施します。

現在、児童相談所の児童虐待相談件数は増加する一方です。子ども虐待の防止は、児童相談所や市町村などの公的機関だけが行えるものではありません。私たち一人一人が子ども虐待について正しく理解し、子育てにやさしい社会を築くことが児童虐待防止につながります。



人権とは？

私たちは、誰もがみな、人間らしく幸せに生きていくための権利をもっています。

この権利を人権といいます。これは、私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのできない普遍的権利であり、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

そこで

一人一人の人権が尊重されるためには、社会のしくみを整えていくことはもちろん、私たち一人一人の考え方や行動を見つめ直すことが必要です。お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない、本当に人権が尊重される社会をつくっていくことが、今一人一人に求められています。

子ども虐待とは？

幼児や児童の周囲の人間（保護者等）が、幼児や児童に対して虐待（身体的、性的、心理的）を加える、または育児放棄（ネグレクト）することです。

平成30年度の児童虐待相談対応件数は15万9850件で、前年度より2万6072件（19.5%）増え、過去最多を更新しました。

【対応件数の内訳】

心理的虐待	88,389	(55.3%)
身体的虐待	40,256	(25.2%)
ネグレクト	29,474	(18.4%)
性的虐待	1,731	(1.1%)



虐待しそうになったら

- ◇その場を離れましょう
- ◇感情を発散しましょう
- ◇大きく深呼吸してみましょう
- ◇誰かに助けを求めましょう
- ◇上げた手で受話器をもって、専門家や友人に電話相談しましょう



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みがつのると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。

茨城県子どもを虐待から守る条約

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的責任を有していることを深く自覚しなければならない。

2 保護者は、基本理念にのっとり、体罰及び虐待を行わないよう、子育てについての正しい理解を深め、その子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

○虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
○通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人は、その内容に関する秘密は守られます。

○通話料はかかりません。24時間つながります。

